

## お棺の中に納められない副葬品について

ご遺骨への影響を抑え、有害物質の発生と火葬炉設備の故障などを防ぐため、棺の中に納められる「副葬品」については、葬儀社などの「棺内副葬品」以外の物は入れないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

下記のもは棺の中にはお入れにならないよう、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

遺骨の破損の原因となるもの
ガラス製品(鏡、ビン、食器類、メガネなど)、 履物(靴、サンダル、ブーツ、下駄など)、 金属・カーボン製品(釣り竿、杖、ベルト、ゴルフクラブ、ラケット、 携帯音楽プレーヤー、仏像など)、 電化製品(携帯電話、CDプレーヤーなど) 爆発物(缶飲料、化粧品、スプレー、ライター、電池類など) 貴金属製品(コイン、硬貨など)
公害(ダイオキシン、煙、煤煙、臭気)の発生源となるもの
石油化学製品、ビニール製品(ハンドバック、靴、玩具など) 化学合成繊維製品(衣類、寝具類、敷物、タオル、ぬいぐるみなど) 発泡スチロール製品(枕など) プラスチック製品(CD、DVD、ゴルフボール、緩衝材など) 革製品
可燃物であっても燃焼の妨げとなる燃えにくいもの
果物(スイカ、メロンなど大きな果物) 書籍(辞書、アルバムなど厚みのある書籍など) 大型繊維製品(衣類の詰めすぎ、大きなぬいぐるみなど)陶磁器類
火葬炉設備の故障原因となるもの
カーボン製品(杖、釣竿、ゴルフクラブ、ラケットなど)  特にガラス製品は火葬炉に著しい損害をきたしますので、絶対におやめください。

※ パースメーカーの有無につきましては、必ず羽生市役所市民生活課、又は葬儀業者にお伝え下さい。

※ 入れ歯、医療用かつらは納めていただけます。